

鳥獣管理 CPD 制度 ガイドライン

2017年5月

一般社団法人 鳥獣管理技術協会

1. はじめに

人と野生鳥獣の軋轢が、全国各地で大きな社会問題となりつつあり、「鳥獣管理士」には地域課題を解決するための豊富な現場経験と高度な知識や技術を保有することが期待されています。常に変動しつつある人と野生鳥獣の関係動向を把握し、保有する知識や技能を維持するとともに、新しい知識や効果的な対策技術を修得し、人と野生鳥獣の共生に向けた倫理観を涵養するためには、継続教育による専門能力開発に取り組むことが欠かせません。

一般社団法人鳥獣管理技術協会（JWMS：Japan Wildlife Management Society）は、鳥獣管理士資格制度と CPD 制度を一体的に運用することで、鳥獣管理技術者の人材養成と、「鳥獣管理士」が地域で活躍するための社会的な信頼性の向上に努めてまいります。

2. CPD 制度の概要

CPD 制度（Continuing Professional Development System）は、鳥獣管理技術に関する継続的な学習と能力開発に取り組む鳥獣管理士等の実績を、JWMS が登録して認証することを目的とした制度です。この制度の参加者は、学習履歴を登録するとともに、登録された実施記録について、JWMS から証明書の発行を受けることができます。

（1）対象者

CPD 制度は、「鳥獣管理士」資格取得者と、これから鳥獣管理士を目指す方を対象にしています。

(2) 参加申請

すでに「鳥獣管理士」資格を所持している方は、参加申請手続は免除され、利用料も無料です。新たに CPD 制度に参加を希望する一般の方は、「CPD 登録者利用規程」第 1 号様式（CPD 参加登録申請書）にしたがって、JWMS に参加登録を申請するとともに、年間利用料 2,000 円を納付します。

(3) CPD 登録者証の発行

CPD 制度の参加者（CPD 登録者）には、個人 ID が記載された CPD 登録者証を発行します。なお、鳥獣管理士資格取得者は、鳥獣管理士資格証をもってこれに代えます。

(4) CPD 実施記録の登録申請

CPD 実施記録を登録するには、「CPD 登録者利用規程」第 2 号様式（CPD 登録申請書）、第 3 号様式（CPD 実施記録表）にしたがって、JWMS に登録申請します。

CPD 実施記録は、学習分野（表 1）と学習形態（表 2）によって分類整理され、これをもとに CPD 単位が認定されます。

(5) CPD 単位の認定

JWMS は、申請された CPD 実施記録を審査し、適正と認められれば CPD 単位の認定します。なお、CPD 実施記録の審査に際して、必要に応じて内容の確認や書類の提出を求めることがあります。

CPD 単位の認定作業は、認定作業を行う前月末までに受け付けた CPD 登録申請をもとに、年に 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）実施します。

(6) 証明書の発行

CPD 実施登録証明書を発行するには、「CPD 登録者利用規程」第 4 号様式（CPD 実施登録証明書発行願い）にしたがって、JWMS に発行を依頼するとともに、1 通につき発行料 1,000 円を納付します。

鳥獣管理 CPD 制度利用の流れ

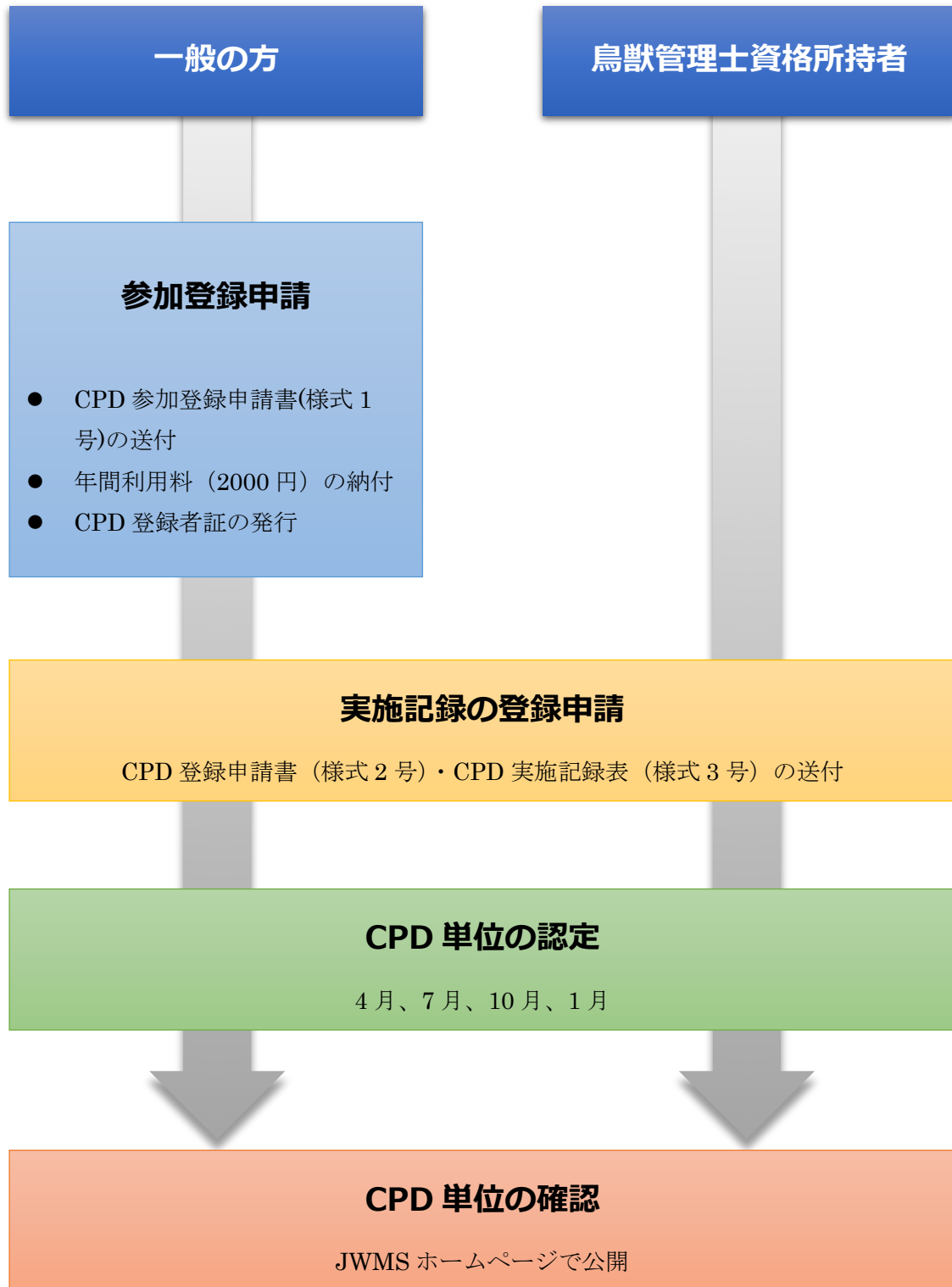


表 1 鳥獣管理 CPD の学習分野

分類記号	学習分野と内容	
A. 共通基礎分野		
A1	倫理	技術者倫理、環境倫理、動物福祉など
A2	基礎科学	農学、林学、生態学、造園学、社会学、統計学など
A3	社会制度	関係法令、行政計画、自治体施策、補助制度など
A4	社会動向	鳥獣害動向、人口動態、技術動向、世論など
A5	安全管理	安全管理、保険制度、事故事例、感染症など
A6	教養	実務文書、パソコン、歴史、文化など
A7	その他	
B. 専門技術分野		
B1	専門科学	動物生態学、鳥獣管理学、生物多様性、農村社会学、農村計画学など
B2	調査方法	動物痕跡、動物行動、土地利用、集落環境診断、住民意識など
B3	計画方法	傾向分析、課題・計画図作成、関連計画調査、資金計画、役割分担など
B4	実施方法	個体数調整、有害鳥獣捕獲、侵入防止柵設置、集落環境管理、緩衝帯造成など
B5	評価方法	被害動向、維持管理、負担の分配、住民意識変化など
B6	合意形成	勉強会、むらづくり、ワークショップ、環境教育、都市農村交流など
B7	その他	
C. 総合管理分野		
C	PDCA サイクル、順応的管理、事業評価、費用対効果、安全管理、情報発信など	
D. 周辺技術分野		
D	狩猟、資源利用、自然保護、農村整備、地域振興、情報技術（ホームページ作成、GIS など）	

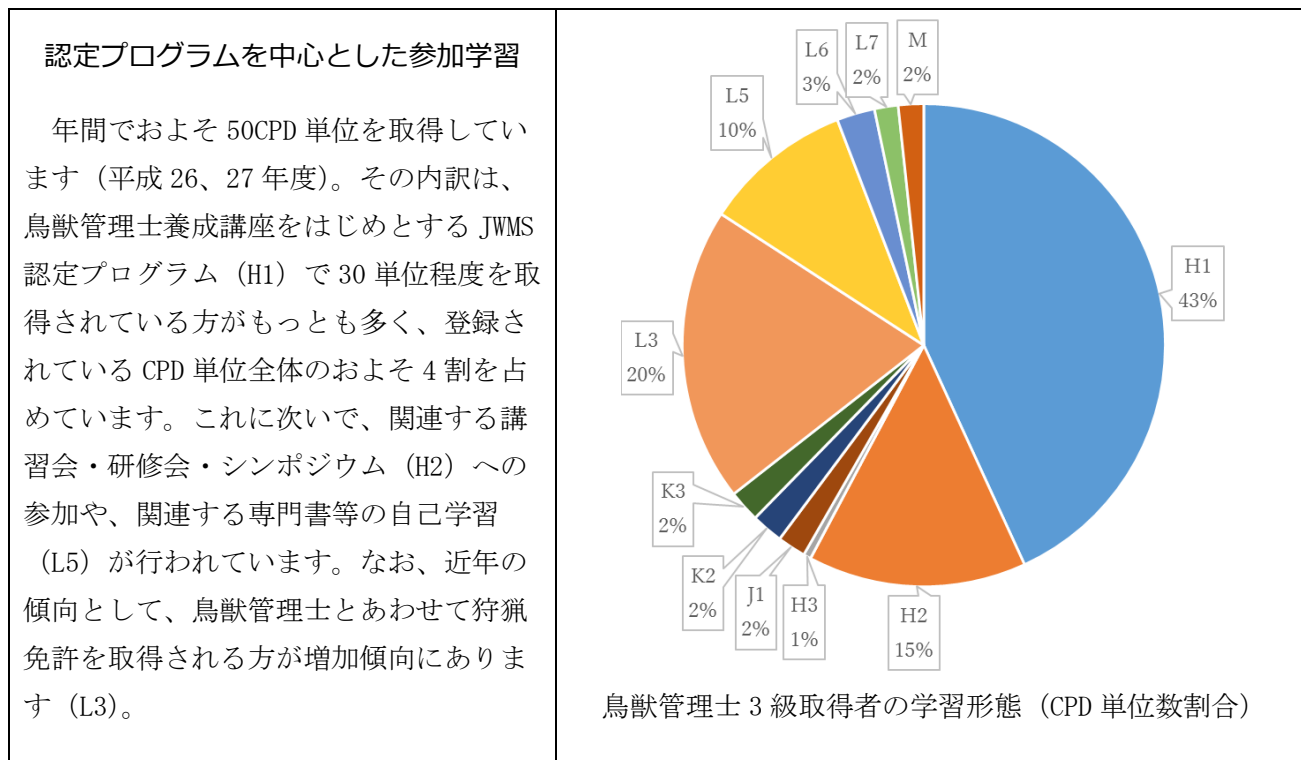
表 2 鳥獣管理 CPD の学習形態と CPD 単位

分類 記号	学習形態と内容	重み係 数	単位 ※1	1 年間の CPD 単位 数上限 ※2
H. 参加学習				
H1	認定プログラムへの参加 ※3	1	1 時間	なし
H2	講習会、研修会、シンポジウム等への参加	1	1 時間	なし
H3	現地の見学会、観察会への参加	0.5	1 時間	なし
I. 成果発表				
I1	学会や研修会での発表（口頭） ※4	4	1 時間	なし
I2	学会や研修会での発表（ポスター） ※4, 5	2	1 時間	なし
I3	論文（査読付き）発表	40	1 件	なし
I4	論文（査読なし）、報告（機関誌、広報誌など）発表	20	1 件	なし
J. 技術指導				
J1	講習会、学習会等での講師	3	1 時間	なし
J2	現地での調査、対策の実技指導	3	1 時間	なし
J3	小中学校等での環境教育講師	3	1 時間	なし
K. 実務実績				
K1	国の人材登録制度への登録（環境省・農水省） ※6	20	1 件	20
K2	被害対策協議会、対策実施隊等の委員就任 ※7	20	1 件	20
K3	関連する取り組みへの表彰や受賞	20	1 件	20
K4	特許・実用新案などの取得	40	1 件	なし
L. 自己学習その他				
L1	委員会への出席（委員長・議長） ※8	2	1 時間	なし
L2	委員会への出席（委員） ※8	1	1 時間	なし
L3	関連する資格や狩猟免許の取得	20	1 件	20
L4	自治体等の関連する制度への人材登録	10	1 件	10
L5	自己学習（専門書や学会誌等の購読）	0.5	1 時間	20
L6	地域活動への参加協力（業務を除く）	1	1 時間	20
L7	新聞・テレビ等への掲載、取材協力 ※9	10	1 件	10
L8	コンクールや助成金等への応募	10	1 件	10
M. 上記以外で CPD 単位として認められるもの		上記に準じて判断する		

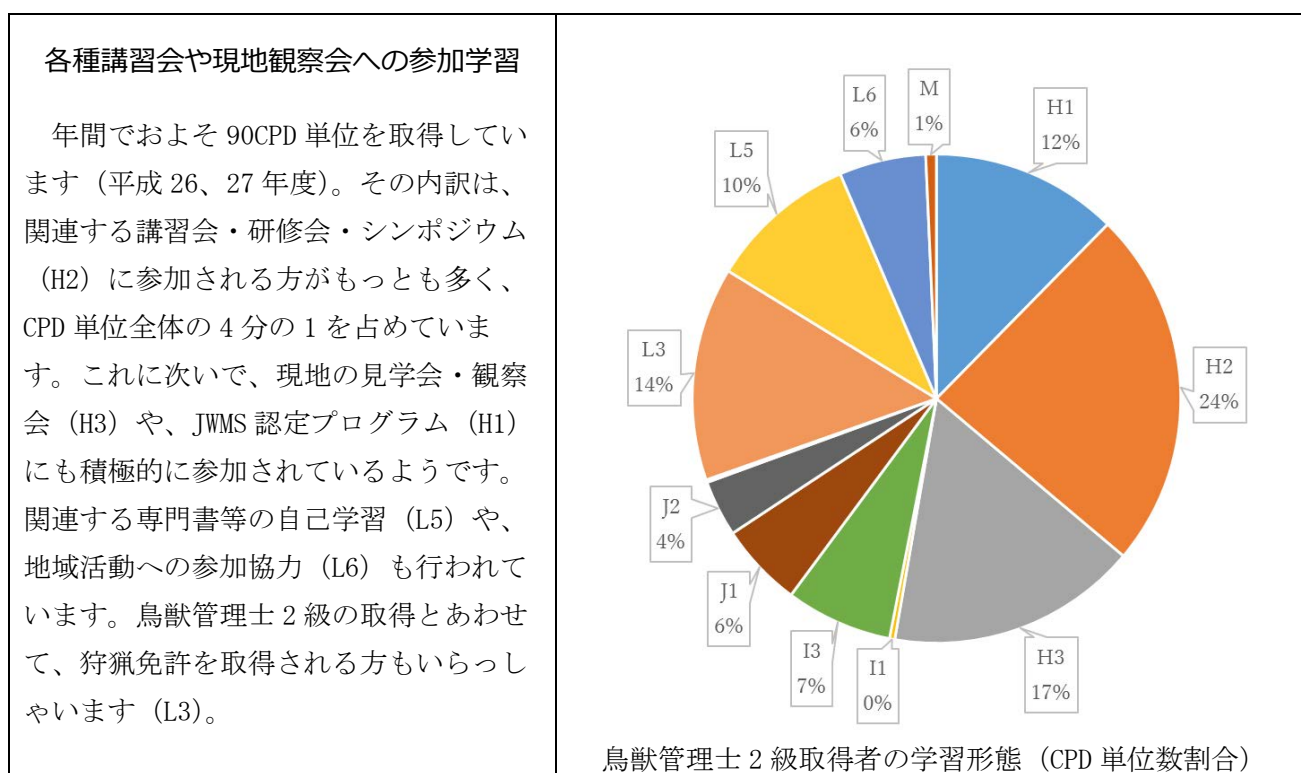
- ※1 1 時間が単位の場合、0.5 単位で繰り上げて（0.5 1.0 1.5 2.0 のように）登録する。
 ※2 1 年間の CPD 単位数の上限が設定されている場合でも、CPD 活動の内容はすべて登録対象とする。
 ※3 認定プログラムの合計取得見込み単位数が示されている場合でも、出席した時間のみを登録対象とする。
 ※4 筆頭でなく、共著の場合には、表示の重み係数に 1/2 を乗じた係数を用いる。
 ※5 ポスター等を掲載した時間ではなく、本人が説明した時間と質疑応答時間を登録対象とする。
 ※6 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（環境省）、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農水省）を対象とする。
 ※7 鳥獣被害防止対策特措法等に関連した鳥獣被害対策を目的とした協議会や、被害対策実施隊等を対象とする。
 ※8 行政機関等による委員会や検討会等に、委員として出席する場合を対象とする。
 ※9 個人名または主体的に活動する団体名等が明記されていること。

参考 鳥獣管理 CPD の実施登録状況について

■ 鳥獣管理士 3 級取得者および合格者の傾向



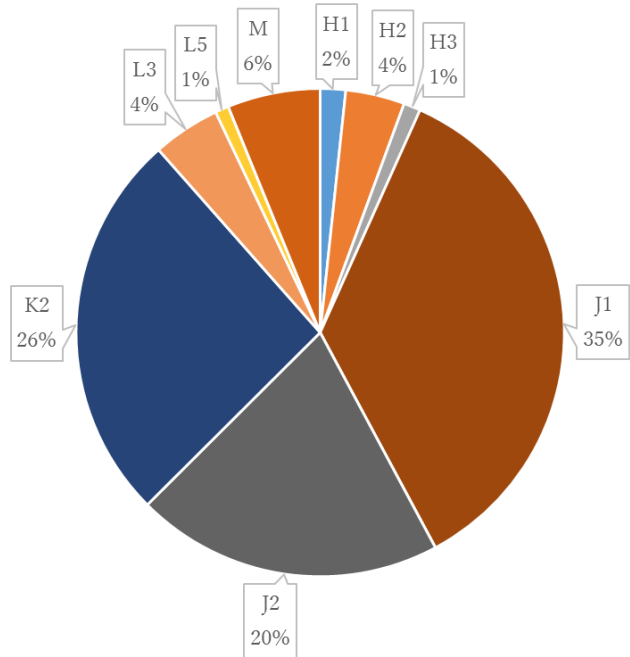
■ 鳥獣管理士 2 級取得者および合格者の傾向



■ 鳥獣管理士準1級取得者および合格者の傾向

技術指導や実務経験による実績

年間でおおよそ120CPD単位を取得しています（平成26、27年度）。登録されている活動内容は多様ですが、CPD単位で見ると、講習会・学習会等での講師（J1）や現地での調査・対策などの技術指導（J2）の実績によるものが5割以上を占めています。これらに、被害対策協議会や対策実施隊等の委員就任（K2）を合わせたものが、主要なCPD単位となります。鳥獣管理士準1級では、現場での活躍に伴う実績が、より多くを占めるようになっていきます。



鳥獣管理士準1級取得者の学習形態（CPD 単位数割合）

第1号様式

CPD 参加登録申請書

平成 年 月 日

一般社団法人鳥獣管理技術協会 会長殿

CPD 制度の趣旨を理解し、参加登録を申請します。

種別	一般（年間利用料 2,000 円） ※ 鳥獣管理士資格所持者の申請手続は免除されます。
氏名	(フリガナ)
連絡先住所	〒
連絡先電話番号	
E メール	
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>1. 利用目的 一般社団法人鳥獣管理技術協会（以下「協会」）が CPD 登録申請に伴い収集する個人情報は、協会からの書類や行事等の案内送付及びこれら付随した業務に利用させていただきます。</p> <p>2. 個人情報の第三者への提供・委託 収集した個人情報は発送業務委託のため第三者へ委託する場合があります。この提供先以外には法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。</p> <p>3. 個人情報提供の任意性 申込書にある「氏名、連絡先住所」は必ずご記入ください。また、「個人情報の取扱いについて」に同意いただけない場合は、書類や行事等の案内をお送りすることが出来ませんのでご了承下さい。</p> <p>個人情報の取扱いについて</p> <p><input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない (いずれかに✓を記入。)</p>	

お申し込みは、E メールまたは FAX でお願ひします。

E メール info@jwms.or.jp FAX 028-333-1375